

札幌企業 SDGs 推進事業に係るロゴマーク制作業務

公募型企画競争 回答表

令和5年9月 14 日更新

| 記載箇所 | 質問 | 回答 |
|--------------------------------|--|---|
| 仕様書案 3 事業内容 (1) ロゴマークの制作 | 作成するロゴマークは以下のどちらであるか？ ①札幌市のSDGsのロゴマーク 1種、企業用(登録認定)ロゴマーク 1種 ②登録制度に「登録」された企業が使用できるロゴマーク 1種、登録制度で上位「認証企業」と認定された企業が使用できるロゴマーク 1種 | ②に該当する業務としております。 |
| 仕様書案 3 事業内容 (1) ロゴマークの制作 | 札幌企業 SDGs 推進事業の名称(あるいは愛称)、また登録企業の名称(愛称)は決定されていますでしょうか。 あるいはこれから検討されますでしょうか。 | 事業名は、「札幌企業 SDGs 推進事業」で決定しています。 登録企業の名称又は愛称については、現時点で想定しているものはなく、今後特別な名称を設けることを想定しておりません。 |
| 仕様書案 3 事業内容 (1) ロゴマークの制作 | 登録制度と認証制度の 2 種類のロゴマークを制作するにあたり、同じモチーフで展開して、同じ内容のランク違いのように見せて良いのか、まったく異なるモチーフで、関連を想起さ | 認証制度のロゴマークについては、登録制度の上位にあたる制度であることを想起させるものとしてください。 |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>せない方が良いのかをご教示ください。</p> <p>(例1) 同じモチーフでの展開…「くるみん」と「プラチナくるみん」のように同じモチーフで一部を改変</p> <p>(例2) まったく異なるモチーフでの展開…「くるみん」と「えるぼし」のように全く異なるモチーフとデザイン</p> | |
| <p>仕様書案</p> <p>3 事業内容</p> <p>(4) 商標登録</p> | <p>「委託者との協議を経て完成したロゴマークについて、特許庁に対し、1区分以上に出願し商標登録を行うこと」について、出願から商標登録には半年～1年程度要することから、業務委託期間を超えて商標登録となる可能性も否めない状況です。令和6年3月29日までに商標登録までに至らなかった場合のその後の対応についてお考えでしたら、お教えてください。委託期間を超えないために早期審査を利用することを想定しているのでしょうか。</p> | <p>早期審査対応とするかどうかは提案事業者さまのご提案に委ねておりますが、商標登録まで履行期間内での対応が可能だと考えております。</p> |
| <p>仕様書案</p> <p>3 事業内容</p> <p>(4) 商標登録</p> | <p>商標登録の権利は申請後、札幌市様に譲渡することになりますでしょうか。それとも札幌市様の代理として弊社側で申請を行うことになりますでしょうか。</p> | <p>本市の代理として申請をお願いいたします。</p> |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| <p>仕様書案 5 その他</p> | <p>業務遂行中における貴市ご担当者との打合せについて、オンラインでの実施は可能でしょうか。</p> | <p>オンラインでの打ち合わせも可能です。</p> |
| <p>公募型企画競争提案説明書</p> | <p>プレゼンテーション審査について、発表者全員がオンラインで参加することは可能でしょうか。または、現地で1名が対応し、他2名はオンラインで対応させていただくことは可能でしょうか。</p> | <p>提案事業者さまご自身でオンラインでのプレゼンテーション審査に対応するための機材をご用意していただく必要があるため、発表者全員がオンラインでご参加いただくことは認めておりません(本市にてパソコンやモニター等のご用意はできません)。 機材をご用意いただくことが可能であれば、1名は現地対応、他2名がオンライン対応となることは妨げません。</p> |